

概要版

全国統一制度

モニタリング強化型特別保証制度について

1. 制度概要

項目	モニタリング強化型特別保証制度（略称：モニ特別）
資格要件	認定経営革新等支援機関との連携により、月次で財務状況や資金繰り状況等を把握し、経営状況等の報告を行うことを誓約する書面を提出している中小企業者。 なお、当該認定経営革新等支援機関が申込金融機関である場合は、申込人の金融機関からの総借入金残高のうち申込金融機関におけるプロパー融資残高の割合が5割以上であるものに限る。
保証限度額	2億8,000万円 ※1企業の保証限度額となることから、複数の保証協会利用分を合算した保証限度額となる。
保険	無担保保険および普通保険（いずれも一般関係のみ）
保証割合	責任共有対象（80%保証）
対象資金	事業資金（運転資金・設備資金・運転設備資金）
対象金融機関	約定締結金融機関
貸付形式	証書貸付または手形貸付
返済方法	一括または分割返済
保証期間	10年以内（据置期間は運転資金1年以内、設備資金及び運転設備資金3年以内） 但し、一括返済の場合は1年以内
保証料率・保証料補助	次スライド参照
担保	必要に応じて徴求するものとする。
保証人	必要に応じて徴求する。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない。
添付資料	保証協会所定の申込資料のほか、「モニタリング強化型特別保証制度申込人資格要件申告書兼誓約書」を添付するものとする。
取扱期間	令和8年3月16日から令和11年3月31日までに信用保証協会が保証申込を受け付けたものとする。

1. 制度概要（保証料率および保証料補助について）

- ・借入金額に対して次の表に定める料率を適用する。
- ・信用保証協会への保証申込日が令和8年3月16日から令和9年3月31日までの場合、次の表に定める補助率に相当する額を国が補助する。
- ・本制度の取扱期限は令和11年3月31日（保証申込受付）であるが、令和9年4月1日以降の保証申込について、補助の有無や補助を実施する場合の補助率は未定。

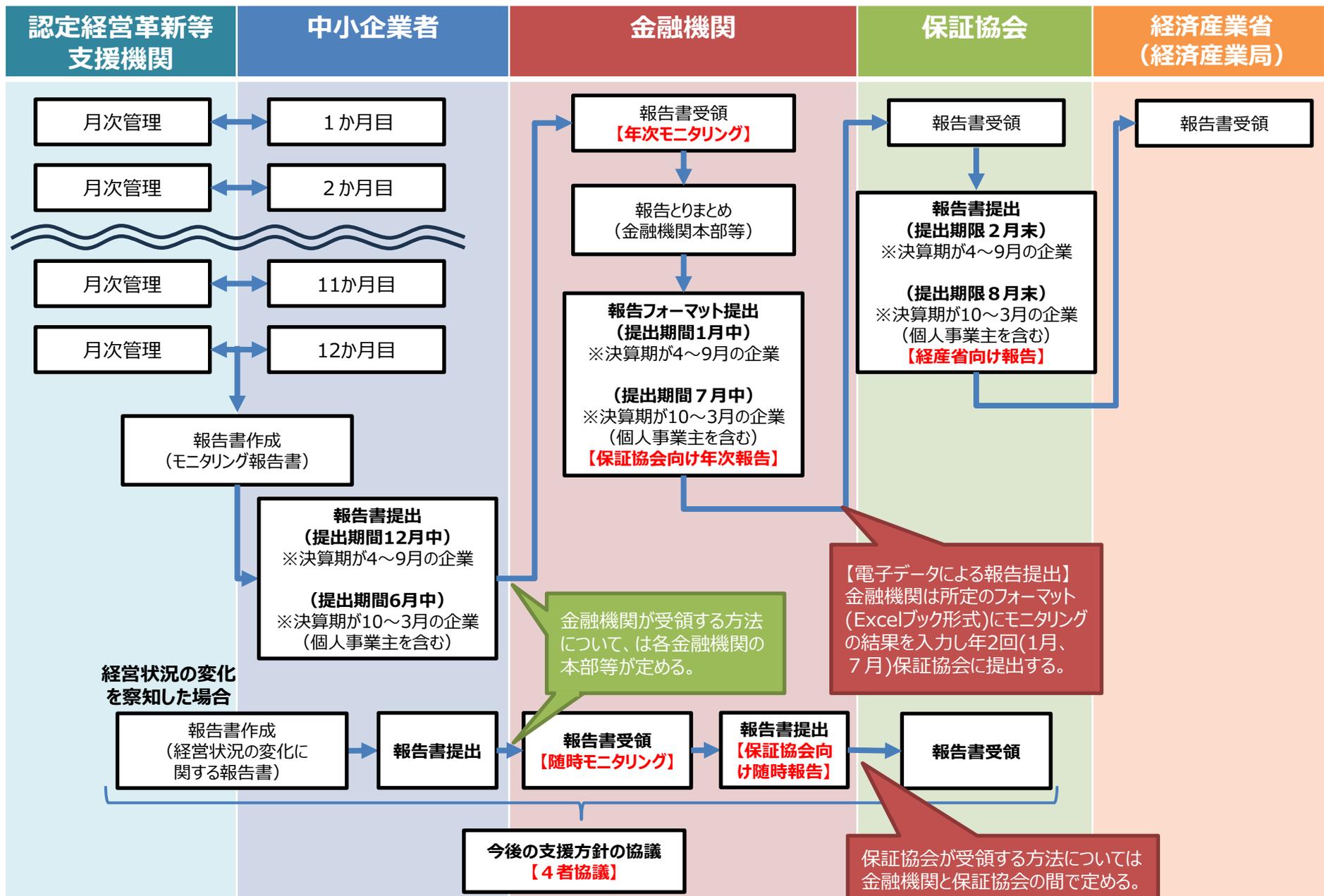
区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
料率(%)	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
補助率(%)	0.95	0.87	0.77	0.67	0.57	0.50	0.40	0.30	0.22
事業者負担(%)	0.95	0.88	0.78	0.68	0.58	0.50	0.40	0.30	0.23

※担保割引・会計参与設置会社・その他定性要因割引は適用しない。

条件変更保証料は補助対象外。

事業者選択型経営者保証非提供制度の対象となるが、上乗せ分の保証料については補助対象外。

1. 制度概要 (フロー図)



2. 経営状況の変化に関する報告

中小企業者・認定経営革新等支援機関による経営状況の変化に関する報告及び報告後の対応

経営状況の変化に関する報告とは	<ul style="list-style-type: none">・モニタリング期間において、下記報告基準のいずれかに該当した場合、中小企業者と認定経営革新等支援機関が連携の上、「経営状況の変化に関する報告書」を作成し、中小企業者が金融機関及び保証協会に対して報告を行うこと。
報告基準	<ul style="list-style-type: none">・以下の（１）または（２）に該当する場合、金融機関及び保証協会に対して経営状況の変化に関する報告を行う。<ul style="list-style-type: none">（１） 今後6か月以内に資金不足が懸念されるとき（２） 上記（１）に該当しないが、経営状況の変化に関する報告を行うことが必要であると判断したとき
経営状況の変化について	<ul style="list-style-type: none">・報告基準（２）については、例えば「主要取引先の経営状況の悪化や取引条件の変更により、収益性が大幅に低下している」、「社内人材の退職により、営業力や技術力等に課題が生じる可能性がある」などの財務情報、非財務情報等により経営状況の変化が確認できる場合を想定している。
報告方法	<ul style="list-style-type: none">・中小企業者は「経営状況の変化に関する報告書」を速やかに金融機関に提出する。（保証協会には金融機関を通じて報告される。）・授受の方法、形式については金融機関が指定する方法による。・本報告書と併せて直近決算書を提出する。・報告基準（１）に該当する場合、本報告書と併せて資金繰りの見込みを明らかにする書類（資金繰り表等）を提出する。
4者協議	<ul style="list-style-type: none">・本報告後においては、原則として、中小企業者、認定経営革新等支援機関、金融機関及び保証協会による対話を通じて、経営支援や金融支援の必要性を検討し、事業者支援の方針について4者で認識を共有する。・対話の方法については、関係者が一堂に会することを必ずしも求めているものではなく、電話、オンライン会議等によって実施することでも差し支えない。

2. 経営状況の変化に関する報告

金融機関における経営状況の変化に関する報告書受領後の対応

保証協会への報告

- ・金融機関は中小企業者から「経営状況の変化に関する報告書」を受領後、【金融機関記入欄】を記入の上、速やかに保証協会へ送付する。
 - ・授受の方法、形式については金融機関と保証協会の間で定める。
- ※速やかに共有されることが望ましいため、電子データに限定していない。

4者協議

- ・本報告受領後においては、原則として、中小企業者、認定経営革新等支援機関、金融機関及び保証協会による対話を通じて、経営支援や金融支援の必要性を検討し、事業者支援の方針について4者で認識を共有する。
- ・対話の方法については、関係者が一堂に会することを必ずしも求めているものではなく、電話、オンライン会議等によって実施することでも差し支えない。

3. モニタリング報告

モニタリング報告	
モニタリング報告とは	<ul style="list-style-type: none"> モニタリング期間において、年に1回、中小企業者と認定経営革新等支援機関が連携の上、「モニタリング報告書」を作成し、中小企業者が金融機関及び（金融機関を通じて）保証協会に対して報告を行うこと。
報告方法	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業者は「モニタリング報告書」を金融機関に提出する。（保証協会には金融機関を通じて報告される。） 授受の方法、形式については金融機関が指定する方法による。
報告提出期限	<ul style="list-style-type: none"> 決算期が4～9月の中小企業者は12月中、決算期が10～3月の中小企業者(個人事業主を含む)は6月中に、金融機関に報告書を提出する。 初年度分（当初貸付実行日の属する事業年度）の報告は、2年目分の報告とまとめて報告する。 保証協会には決算期が4～9月の中小企業者は1月中、決算期が10～3月の中小企業者(個人事業主を含む)は7月中に金融機関を通じて報告される。 モニタリング期間における最終事業年度分の報告期限までに完済した場合、完済日時時点でモニタリングの金融機関宛報告期限（12月末または6月末）が到来していないものについては、報告不要。なお、2年目分の報告が不要な場合、初年度分のみ報告は不要。

決算期	決算申告期限【参考】	金融機関宛報告提出期間	保証協会宛報告提出期間 (金融機関経由)
4月	6月末	12月中	1月中
5月	7月末		
6月	8月末		
7月	9月末		
8月	10月末		
9月	11月末		
10月	12月末		
11月	1月末		
12月	2月末		
12月 (個人)	3月15日 (個人)		
1月	3月末		
2月	4月末		
3月	5月末		

4月決算の場合、決算確定(6月末)～報告提出まで6か月、9月決算の場合、決算確定(11月末)～報告提出まで1か月と、決算期によって決算確定から報告までの期間に差があることから、中小企業者及び認定経営革新等支援機関は報告作成のスケジュール管理に留意する必要があります。

3. モニタリング報告

金融機関におけるモニタリング報告書受領後の対応

保証協会への報告	<ul style="list-style-type: none"> ・Excelブック形式（Excelの横一行に1企業の報告内容が入力されたもの）により報告する。 ・①「保証協会向け報告フォーマット」、②「経産省向け報告フォーマット」の2種類のExcelファイルを送付する。 <p>※モニタリング報告書は中小企業者が金融機関に対して経営状況等の報告を行うために活用する様式であることから、保証協会には提出されない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・授受の方法は保証協会と金融機関の本部等で詳細を定める。 ・決算期が4～9月の中小企業者分は1月中、決算期が10～3月の中小企業者分(個人事業主を含む)は7月中に、保証協会毎に金融機関が本部等でとりまとめのうえ報告する。1年目の報告は、2年目の報告とまとめて報告する。 ・モニタリング期間における最終事業年度分の報告期限までに完済した場合、完済日時点でモニタリングの金融機関宛報告期限（12月末または6月末）が到来していないものについては、報告不要。なお、2年目分の報告が不要な場合、初年度分のみの報告は不要。
報告の管理	<ul style="list-style-type: none"> ・モニタリング対象先や報告状況の管理は金融機関が行う。 ・中小企業者から報告が行われない場合、金融機関がモニタリング報告書の提出を求めることとなる。再三の要請にも関わらず提出されない場合は、報告項目のうち、「協会顧客番号」、「顧客名」、「金融機関名」及び「本支店名」のみを金融機関が記載し、報告を行う。

決算期	決算申告期限【参考】	金融機関宛報告提出期間	保証協会宛報告提出期間 (金融機関経由)
4月	6月末	12月中	1月中
5月	7月末		
6月	8月末		
7月	9月末		
8月	10月末		
9月	11月末		
10月	12月末	6月中	7月中
11月	1月末		
12月	2月末		
12月 (個人)	3月15日 (個人)		
1月	3月末		
2月	4月末		
3月	5月末		